



# 第 72 期 定時株主総会招集ご通知

## 日 時

2024年8月28日（水曜日）午前10時  
受付開始：午前9時

## 場 所

名古屋市中区丸の内二丁目5番10号  
アイリス愛知 2階 コスモス

### 会場 変更

昨年と開催場所が異なります。場所は末尾  
の定時株主総会会場ご案内図をご参照くだ  
さい。

## 目 次

第72期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	11
計算書類	29
監査報告	43

## 議 案

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役  
を除く。）6名選任の件

### 株主総会にご出席されない場合

インターネット又は書面（郵送）により議決権を行使  
くださいますようお願い申し上げます。

#### 議決権行使期限

2024年8月27日（火曜日）午後5時30分到着分まで

株式会社 **オータケ**

証券コード：7434

証券コード：7434  
2024年8月9日  
(電子提供措置の開始日2024年8月2日)

株 主 各 位

名古屋市中区丸の内二丁目1番8号

株式会社 **オータケ**

代表取締役社長 金 戸 俊 哉

## 第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年8月27日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.kk-otake.co.jp/ir/closing/>



東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイトにアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「オータケ」又は「証券コード」に「7434」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順にご選択ください。

株主総会ポータル（三井住友信託銀行）

<https://www.soukai-portal.net>

同封の議決権行使書用紙にあるQRコードを読み取るか、上記のウェブサイトにアクセスして、ログインID・パスワードをご入力ください。

敬 具

## 記

1. 日 時 2024年8月28日(水曜日) 午前10時  
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目5番10号  
アイリス愛知 2階 コスモス  
※昨年と開催場所が異なります。場所は末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。

3. 目的事項  
報告事項 第72期(2023年6月1日から2024年5月31日まで)  
事業報告及び計算書類報告の件

- 決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

#### 4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会出席株主さまへの「お土産」はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

当日は、節電のため冷房を抑えて開催する予定です。当日はクールビズにて対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。当社ウェブサイト <https://www.kk-otake.co.jp>



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### インターネットで議決権を行使される場合

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年8月27日(火曜日)  
午後5時30分入力完了分まで



### 書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年8月27日(火曜日)  
午後5時30分到着分まで



### 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年8月28日(水曜日)  
午前10時(受付開始:午前9時)

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

議決権行使書

株主総会ポータルサイト  
ログイン用QRコード  
(QRコードは不要)

見本

○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

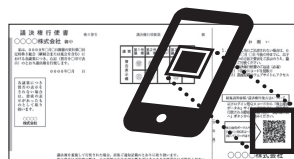
インターネット及び書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる 議決権行使方法のご案内

インターネット行使期限  
2024年8月27日（火）午後5時30分

## スマートフォン等による議決権行使方法

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。
- 2 株主総会ポータルトップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。
- 3 スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。



## PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### 株主総会ポータルURL

▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。

▶ <https://www.web54.net>



「議決権行使へ」をクリック！

## ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

### お問い合わせ

三井住友信託銀行  
証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

0120-652-031  
(受付時間 9時～21時)



ぜひQ&Aも  
ご確認ください。

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営上の最重要課題として位置づけるとともに、経営の効率化を図りながら安定的な配当を維持継続していくことを基本とし、累進配当（維持・増配）を継続的に実施する方針であります。この方針に基づき、当期の期末配当は今後の事業展開等を勘案しながらも株主の皆さまへの利益還元を一層充実させるべく、1株当たり35円とさせていただきますと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株当たり金35円  
配当総額は140,220,290円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2024年8月29日

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため3名を増員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位			
1	<small>むらい</small> <b>村井</b> <small>よしゆき</small> <b>善幸</b>	代表取締役会長		<b>再任</b>	
2	<small>かなと</small> <b>金戸</b> <small>としや</small> <b>俊哉</b>	代表取締役社長		<b>再任</b>	
3	<small>おかざわ</small> <b>岡沢</b> <small>ひとし</small> <b>等</b>	取締役営業本部長		<b>再任</b>	
4	<small>やまだ</small> <b>山田</b> <small>かつたけ</small> <b>勝猛</b>	執行役員 営業本部 副本部長		<b>新任</b>	
5	<small>おがわ</small> <b>小川</b> <small>まき</small> <b>真紀</b>	—		<b>新任</b>	<b>社外</b> <b>独立</b>
6	<small>みやひろ</small> <b>宮廣</b> <small>しんいちろう</small> <b>慎一郎</b>	—		<b>新任</b>	<b>社外</b> <b>独立</b>
	<b>再任</b> 再任取締役候補者	<b>新任</b> 新任取締役候補者	<b>社外</b> 社外取締役候補者	<b>独立</b> 独立役員候補者	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	村井善幸 (1956年9月26日生)	1979年3月 当社入社 2005年8月 取締役営業部長 2006年6月 取締役営業副本部長 2007年8月 取締役営業本部長 2011年8月 常務取締役営業本部長 2015年8月 代表取締役社長 2024年6月 代表取締役会長（現任）	33,800株
<p>【取締役候補者とした理由】 村井善幸氏は、2024年5月まで代表取締役社長を務めており、経営計画の推進を指揮することにより、その職責を果たしております。当社事業全般に関する豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。</p>			
2	金戸俊哉 (1964年7月16日生)	2018年7月 当社入社 経理部長 2018年8月 取締役経理部長 2019年6月 取締役企画管理本部長 2021年6月 常務取締役企画管理本部長 2024年6月 代表取締役社長（現任）	9,000株
<p>【取締役候補者とした理由】 金戸俊哉氏は、企画管理部門の責任者として経営戦略等の立案と経営計画を推進し、現在は代表取締役社長として、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。</p>			
3	岡沢等 (1966年1月7日生)	1986年3月 当社入社 2017年8月 東日本エリア統括部長 2019年8月 取締役東日本エリア統括部長 2020年6月 取締役営業本部長（現任）	9,300株
<p>【取締役候補者とした理由】 岡沢等氏は、営業部門の責任者として、営業活動を推進し、その職責を果たしております。これまでの豊富な経験と幅広い知見を活かし、引き続き取締役として、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。</p>			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
※4	やま だ かつ たけ 山田勝猛 (1973年10月9日生)	1996年4月 当社入社 2018年6月 関西支店支店長 2022年6月 執行役員 営業本部部長 2023年6月 執行役員 営業本部副本部長(現任) 2023年8月 中国器材株式会社 代表取締役社長 (現任)  (重要な兼職の状況) 中国器材株式会社 代表取締役社長	1,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b> 山田勝猛氏は、入社以来営業部門で勤務経験を積み、執行役員就任後は子会社の経営に携わりながら、当社では営業副本部長として営業施策の立案・推進を担っております。これまでの経験から今後は取締役として、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上に貢献できる適切な人材と判断いたしました。</p>			
※5	お がわ ま き 小川真紀 (1967年4月28日生)	1991年4月 株式会社リクルート(現株式会社リクルートホールディングス)入社 2006年4月 神戸学院大学文学部 非常勤講師 2017年4月 株式会社シェイク 所属講師 株式会社NEWONE 所属講師 2019年8月 株式会社Collective Intelligence 代表取締役(現任)	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 小川真紀氏は、長年にわたり大学でのキャリア教育に携わる一方、企業においては採用活動の支援や企業研修の講師を務め、若年者及び女性の働く環境についての提言を行っており、客観的かつ公正な立場で当社の人的資本分野について幅広い知見を活かし社外取締役としての職務を遂行していただける適切な人材と判断いたしました。</p>			
※6	みや ひろ しん いち ろう 宮廣慎一郎 (1973年6月22日生)	1998年4月 株式会社東海銀行(現株式会社三菱UFJ銀行)入行 2004年4月 トーマツコンサルティング株式会社(現デロイトトーマツコンサルティング合同会社)入社 2017年4月 株式会社みらい経営 取締役 2021年4月 株式会社みらい経営 代表取締役 2024年2月 J E S 総合研究所株式会社代表取締役(現任)	0株
<p><b>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</b> 宮廣慎一郎氏は、現在はコンサルティング会社を経営しており、M&amp;A・PMI(経営統合アドバイザー)、戦略事業計画策定、事業再生等のコンサルティングにも従事された経験があり、企業戦略について幅広い知見を活かし社外取締役としての職務を遂行していただける適切な人材と判断いたしました。</p>			

- (注) 1.※印は、新任の取締役候補者であります。
- 2.小川真紀氏は株式会社Collective Intelligenceの代表取締役であります。なお、当社と同社の間には取引関係があります。
- 3.その他の取締役と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 4.小川真紀氏及び宮廣慎一郎氏は社外取締役候補者であります。
- 5.小川真紀氏及び宮廣慎一郎氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額になります。
- 6.小川真紀氏及び宮廣慎一郎氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、両氏の選任が承認された場合、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- 7.当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害及び費用を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## (ご参考) 取締役のスキル・マトリックス

第2号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりであります。

氏名	当社における 現在の地位	属性	候補者が有する専門性・経験				
			企業経営	営業・ マーケティング	人事・ 人材開発	財務・ 会計	法務・ リスク 管理
村井善幸	代表取締役会長		○	○	○		○
金戸俊哉	代表取締役社長		○	○	○	○	○
岡沢 等	取締役営業本部長			○	○		
山田勝猛	執行役員 営業本部副本部長	【新任】		○	○		
小川真紀	—	【新任】 【社外】 【独立】	○		○		
宮廣慎一郎	—	【新任】 【社外】 【独立】	○	○	○	○	
服部 透	取締役（常勤監査等委員）		○				○
石原真二	取締役（監査等委員）	【社外】 【独立】	○		○	○	○
赤星知明	取締役（監査等委員）	【社外】 【独立】	○			○	○

以上

# 事業報告

(2023年6月1日から  
2024年5月31日まで)

## 1. 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、緩やかな景気回復と物価上昇が継続する中、金融政策の正常化が進展しました。また、高い水準の賃上げが幅広い業種で実施され、今後は個人消費が持ち直していくことで企業の設備投資は引き続き緩やかに増加していくものと考えられます。一方で世界経済は米中対立の常態化やウクライナ紛争の長期化など地政学リスクが高まりつつあり、大統領選を控える米国の政策変更や中国の不動産開発企業への対処などに不透明感がある中、金融引き締めの累積的な効果による景気の減速局面から安定的な成長へと移行するものと思われま

す。当管材業界におきましても、原材料価格・エネルギー価格等の上昇を理由とした製品の値上げが続きました。今後は円安に伴う輸入価格の上昇が予想されるとともに、政府による補助金終了に伴う燃料価格の上昇や物流業界における2024年問題への対応による運送費の増加、慢性的な人手不足による人件費の高騰は企業収益の押し下げ要因となっており、当社を取り巻く事業環境は引き続き予断を許さない状況にあります。

このような状況の下、当社は第70期に経営理念を刷新するとともに「3カ年事業戦略中期経営計画」を策定、そのビジョンとして掲げた3つの事業戦略を推進してまいりました。

中部圏強化により主力商品の売上を拡大し安定的な利益を確保するとともに、首都圏地盤固めにより各拠点における営業基盤を整備し営業力を強化することで、収益の確保と一層の売上拡大を図ってまいりました。また、働き方改革・生産性重視の取組として、デジタルトランスフォーメーションによる業務合理化を推進、ロジスティクス改革、EC拡大、社員教育の充実や優秀な人材採用等を進めてまいりました。

今後は第2次「3カ年事業戦略中期経営計画」(第73期～第75期)の実現を目指していくとともに、更なる企業価値の向上に取り組んでまいります。

その結果、当事業年度における売上高は312億53百万円(前期比6.6%増)となり、利益面につきましては、営業利益9億16百万円(前期比0.2%増)、経常利益は11億17百万円(前期比1.1%増)、当期純利益は7億74百万円(前期比5.8%減)となりました。

### (2) 設備投資の状況

当事業年度の設備投資の総額は421百万円であります。

- (3) 資金調達の状況  
該当事項はありません。

- (4) 財産及び損益の状況の推移 (単位：百万円)

区 分	第69期 (2021年5月期)	第70期 (2022年5月期)	第71期 (2023年5月期)	第72期 (当事業年度) (2024年5月期)
売 上 高	23,915	26,615	29,321	31,253
経 常 利 益	276	786	1,105	1,117
当 期 純 利 益	517	530	822	774
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	130.45円	133.63円	205.86円	193.53円
総 資 産	19,763	21,032	23,213	24,526
純 資 産	12,501	12,907	13,977	14,923
1 株 当 たり 純 資 産 額	3,151.95円	3,250.05円	3,494.52円	3,725.00円

- (注) 1. 当事業年度より表示方法の変更を行ったため、第71期につきましては、当該表示方法の変更を反映した組替え後の数値を記載しております。
2. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数により、また、「1株当たり純資産額」は、期末現在の発行済株式総数により算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末現在の発行済株式総数につきましては、自己株式を控除しております。

- (5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は、親会社を有していません。

② 重要な子会社の状況

当社の子会社として中国器材株式会社がありますが、子会社の資産、売上高、当期純利益、利益剰余金等からみて重要な子会社には該当いたしません。

(6) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、高い水準の賃上げが実施されることなどから個人消費は持ち直していくとみられることと、企業の設備投資への姿勢は前向きな状況が続いていることから、需要は今後増加していくものと考えられます。一方で、世界経済は米中対立の常態化やウクライナ紛争の長期化などの地政学リスクの高まりや、中国の不動産開発企業への対処などの不動産市場を巡る懸念を抱えており、景気の先行きは引き続き不透明な状況で推移するものと思われま

す。また、物流費・人件費等が依然として上昇しており、当社を取り巻く収益環境は引き続き厳しい状況であります。インフレ率は当面高い伸びが続くものと思われ、値上げによる製品への価格転嫁が当面継続するものと考えられます。

このような環境下において、当社は第2次「3カ年事業戦略中期経営計画」のビジョン実現に向けて以下の課題に取り組んでまいります。

- ① 既存事業の収益力強化
- ② 事業領域拡大による成長促進
- ③ サステナビリティ／人的資本経営の実践
- ④ 資本コストや株価を意識した経営の実現

以上、今後の外部環境の変化に柔軟に対応しつつ、課題克服に全力を傾注してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、引き続き相変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容 (2024年5月31日現在)

配管資材の販売

## (8) 主要な事業所 (2024年5月31日現在)

本 社	名古屋市中区		
支 店	札幌 (札幌市東区)	新潟	新潟 (新潟市東区)
	北関東 (さいたま市見沼区)	東京	東京 (東京都墨田区)
	静岡 (静岡県富士市)	北陸	富山 (富山県射水市)
	名古屋 (名古屋市中区)	関西	堺 (堺市美原区)
	九州 (福岡市博多区)		
営業所	神奈川 (神奈川県平塚市)		
物流拠点	名古屋物流センター (名古屋市中川区)		
	浦安物流センター (千葉県浦安市)		

## (9) 従業員の状況 (2024年5月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減 数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
269名	+3名	38.6歳	12.6年

(注) 上記従業員数には嘱託社員及びパートタイマーは含んでおりません。

## (10) 主要な借入先 (2024年5月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	90百万円

## 2. 会社の株式に関する事項 (2024年5月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 13,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 4,284,500株 (自己株式278,206株を含む)  
 (3) 株主数 983名  
 (4) 上位10名の大株主

株主名	株式数 (千株)	持株比率 (%)
オクタケ持株会	474	11.84
西尾市	363	9.06
株式会社キッツ	338	8.43
オクタケ従業員持株会	296	7.39
岡谷鋼機株式会社	163	4.06
鈴木照	151	3.76
株式会社三菱UFJ銀行	130	3.24
尾崎美津子	113	2.82
株式会社名古屋銀行	107	2.68
株式会社ベーン	107	2.67

- (注) 1. 当社は自己株式278,206株を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は発行済株式の総数から自己株式を控除した数に基づき算出しております。  
 3. 鈴木照氏は2024年1月19日に逝去されましたが、2024年5月31日現在において名義書換未了のため、同日現在の株主名簿上の名義で記載しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況  
 当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区分	株式の種類及び数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	当社普通株式 6,500株	3名

- (注) 1. 監査等委員である取締役及び社外取締役に上記株式報酬を付与していません。  
 2. 当社の株式報酬の内容につきましては、本招集ご通知18~20頁に記載しております。



3. 当社は、2021年8月25日開催の第69期定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2023年9月27日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、2023年10月26日付で取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）3名に対して自己株式6,500株の処分を行っております。この譲渡制限付株式は、対象取締役が当社の取締役から退任する日までの間、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとされております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の氏名等（2024年5月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
村井 善幸	代表取締役社長	
金戸 俊哉	常務取締役 企画管理本部長	
岡沢 等	取締役 営業本部長	
服部 透	取締役 監査等委員・常勤	
石原 真二	取締役 監査等委員	石原総合法律事務所所長 矢作建設工業株式会社 社外取締役 株式会社十六フィナンシャルグループ 社外 取締役監査等委員 豊島株式会社 社外監査役
赤星 知明	取締役 監査等委員	赤星公認会計士事務所所長 パブリック株式会社 社外監査役 シンコール本部株式会社 社外監査役

- (注) 1. 2024年6月1日付で、村井善幸氏は代表取締役社長から代表取締役会長に就任いたしました。
2. 2024年6月1日付で、金戸俊哉氏は常務取締役から代表取締役社長に就任いたしました。
3. 取締役監査等委員石原真二氏及び赤星知明氏は、社外取締役であります。
4. 当社は、取締役監査等委員石原真二氏及び赤星知明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
5. 取締役監査等委員石原真二氏は、弁護士として企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役監査等委員赤星知明氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役監査等委員服部透氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由につきましては、社内の事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議に出席をし、内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに監査・監督を行うことで、監査等委員会における監査・監督の実効性を高めるためであります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

## (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社取締役であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約は被保険者が負担することとなる会社役員としての業務行為に起因して損害賠償請求がされた場合の損害を填補の対象としております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する場合には填補の対象としないこととしております。

## (4) 取締役の報酬等

### ① 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

#### 1.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、各取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的な内容としては、基本報酬、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬（RS）により構成され、監督機能を担う監査等委員である取締役及び社外取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。

#### 2.基本報酬（金銭）の個人別報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月額固定報酬とし、役位・職責・在任年数等に応じて、業績・従業員給与等の水準を考慮しながら、総合的に勘案し決定しております。

#### 3.業績連動報酬の内容及び額の決定に関する方針

当社の取締役の業績連動報酬は、前事業年度対比の達成状況に応じた業績連動報酬を採用しております。業績連動報酬に係る指標は、前事業年度の売上高・営業利益・経常利益等であり、各事業年度の安定的な収益計上を重視して、当該指標を選択しております。金銭報酬における基本報酬と業績連動報酬の割合は代表取締役が60%：40%とし、その他の取締役が70%：30%といたしております。

なお、当事業年度（第72期）における業績連動報酬に係る指標のうち、前事業年度（第71期）の売上高の目標は27,000百万円、実績は29,321百万円であり、同じく営業利益の目標は550百万円、実績は915百万円であり、同じく経常利益の目標は750百万円、実績は1,105百万円であります。

#### 4. 譲渡制限付株式報酬（RS）の決定に関する方針

当社の譲渡制限付株式報酬は、当社の取締役会において定める一定の非違行為がなかったこと及び当社の取締役会が定めたその他必要と認められる要件を満たした社内取締役（監査等委員である取締役を除く。）に付与しております

#### 5. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等については、取締役会決議に基づいて代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額並びに各取締役の業績寄与度等のプロセス評価を踏まえた評価配分とすることとしております。代表取締役社長に委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

なお、当事業年度の当社の取締役の報酬については、2023年8月28日開催の取締役会にて決定しており、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容がこの決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ② 取締役及び監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2015年8月27日開催の第63期定時株主総会決議において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）について年額150百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役について年額30百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額20百万円以内とすることを2021年8月25日開催の第69期定時株主総会で決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名です。

## ③ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	譲渡制限付 株式報酬 (RS)	
取締役（監査等委員である取締 役を除く。） （うち社外取締役）	83,361 (一)	47,015 (一)	25,530 (一)	10,815 (一)	3 (一)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	16,500 (4,800)	16,500 (4,800)	— (一)	— (一)	3 (2)
合計 （うち社外取締役）	99,861 (4,800)	63,515 (4,800)	25,530 (一)	10,815 (一)	6 (2)

(注) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職状況

取締役監査等委員石原真二氏は、石原総合法律事務所所長であります。当社は同事務所と法律顧問契約を締結しております。

取締役監査等委員赤星知明氏は、赤星公認会計士事務所所長であります。なお、当社と同事務所との間には特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員の重要な兼職状況

取締役監査等委員石原真二氏は、矢作建設工業株式会社の社外取締役、株式会社十六フィナンシャルグループの社外取締役監査等委員及び豊島株式会社の社外監査役であります。

なお、当社と矢作建設工業株式会社、株式会社十六フィナンシャルグループ及び豊島株式会社との間には特別の関係はありません。

取締役監査等委員赤星知明氏は、パブリック株式会社の社外監査役及びシンコール本部株式会社の社外監査役であります。

なお、当社とパブリック株式会社及びシンコール本部株式会社との間には特別の関係はありません。

③ 社外役員の主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況及び期待する役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	石原 真二	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査等委員会6回のすべてに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地と他社での社外取締役及び社外監査役としての客観的かつ公正な立場から社内取締役とは異なる視点による助言・監督を行うことが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。また、監査等委員会においても適切な意見・提言を行っております。
取締役 (監査等委員)	赤星 知明	当事業年度に開催された取締役会13回のすべて、監査等委員会6回のすべてに出席いたしました。 公認会計士として専門的見地と他社での社外監査役としての客観的かつ公正な立場から社内取締役とは異なる視点による助言・監督を行うことが期待されており、これらの役割を果たすことで、取締役会の実効性向上に寄与いたしました。また、監査等委員会においても適切な意見・提言を行っております。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

#### 4. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の目的事項とすることにいたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の処分に関する事項  
金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

①処分対象

太陽有限責任監査法人

②処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。  
ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場した  
ことに伴う契約の新規の締結を除く。）

③処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当  
の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。



## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 当社取締役会における「内部統制システム構築の基本方針」の決議内容

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、「経営方針」、「行動指針」を全ての取締役及び使用人に周知し、企業倫理意識の向上や法令遵守のため「法令等遵守規程」の徹底を図り、必要に応じて研修を実施する。

ロ. 取締役会は、取締役会規則に則り会社の業務執行を決定する。

ハ. 代表取締役社長は、取締役会規則に則り取締役から委任された会社業務の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、取締役会規則に従い職務を執行する。

ニ. 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会規則に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

ホ. 社長直属組織である内部監査室が、本社及び各支店・営業所を定期的に監査し、その結果を代表取締役及び取締役会に報告する。

ヘ. 当社における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するため、「内部通報制度規程」を制定し、グループ社員を含む役職員全員に徹底する。

② 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理等に関する体制

取締役の職務の遂行に係る文書（電磁的記録を含む。）は、これに関する資料とともに社内規程に従い保管し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直しを行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスク管理は管理部門が統括的に管理するが、各部門固有の業務に付随するリスクについては、各本部長等がそれぞれに自部門に内在するリスクを把握、分析、評価したうえで適切な対策を実施するとともに、使用人への教育を実施する。また、不測の事態が発生した場合は、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業計画の策定・執行状況の進捗チェック等の経営マネジメント、並びに取締役会規則の厳正なる運用による業務執行マネジメントの徹底により、取締役の職務執行の効率性の確保を行う。また、業務の適正を確保するため、ガバナンス体制や内部監査体制の強化を図る。

- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制  
当社グループは、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、以下の体制を構築する。
- イ. 子会社を主管する部門が、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営を管理するとともに、状況に応じ取締役等を派遣して経営を把握し、取締役会への報告を行う。
  - ロ. 関係会社管理規程において、子会社との協議事項、子会社からの報告事項等を定め、適宜、子会社を主管する部門が子会社からの報告を受け、取締役会への報告を行うものとする。
  - ハ. 子会社に対して法令遵守、損失の危険の管理、財務報告の適正性の確保、効率的職務執行体制等の主要な内部統制項目について、各体制、規程等の整備の助言・指導を行うほか、子会社への教育・研修の実施などによりグループとしての内部統制システムの整備を図るものとする。
  - ニ. 社長直属組織である内部監査室は、年度計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、取締役会及び子会社を主管する部門に結果を報告する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査等委員会の求めに応じて選任された監査等委員会補助者は、監査等委員会直属の組織とし、人事評価及び人事異動等については監査等委員会の事前の同意を得る。
- ⑦ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員に報告するための体制  
当社及び子会社の取締役及び使用人が行う監査等委員会に対する報告は、法令の規定事項のほか、次の事項とする。
- イ. 当社及び子会社の業務・財務並びに業績等に重大な影響、損害を及ぼす事項
  - ロ. 当社及び子会社の役職員が法令及び定款に違反する行為、又は、これらの行為を行うおそれがあると考えられる事項
  - ハ. 内部監査室長が行う内部監査の実施状況、業務遂行の状況、内部統制に関する活動状況並びに内部通報制度の運用状況及び通報の内容
  - ニ. 監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた当社及び子会社の取締役及び使用人は、速やかに当該事項につき報告を行う。

- ⑧ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
「監査等委員会規則」に則って監査を行うことにより、監査の実効性を確保する。また、代表取締役社長との意見交換会を行い、効率的な監査業務の遂行を図る。
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができる内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより財務報告の信頼性と適正性を確保する。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について  
当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の取引は行わず、不当・不正な要求に応じないことをグループ社員を含む役職員全員に徹底する。

## (2) 当事業年度における主な運用状況

### ① 取締役会

取締役会は取締役6名（うち社外取締役2名）で構成され、客観的、合理的判断を確保しつつ法令又は定款に規定する事項の審議、報告を行っています。当事業年度においては、取締役会を13回開催し、事前に十分な資料を配布し、社外取締役にも積極的に意見を求めるなど、充実した審議が効率的になされるように運営を行いました。

### ② コンプライアンス

内部監査室主導のもと各拠点において社員へのヒアリングを実施し内部統制、コンプライアンス、内部通報に関する説明会を行い、また効率かつ適切な内部統制システムの周知と運用に努めました。

### ③ リスクマネジメント

与信管理につきましては、債権管理上不安な先については、每期期初に金額と合わせて見直しを行い、取引金額の圧縮や売上債権保証等により、取引先の倒産等による資金ロスに備えました。

また、全取引先に対して年2回興信所の簡易調査を行い、一部の取引先については、詳細な興信所調査を徴求し経営状況を把握しました。

④ 業績の管理

事業年度の初めに作成した「利益計画」に基づき、毎月1回の開催を原則とする予算実績会議において、各部署の目標の達成状況と達成に向けた具体案の立案、実行状況を業務執行取締役、監査等委員及び各部門長が確認をしてきました。

⑤ 子会社に係る内部統制

「内部統制システムの基本方針」に基づき、子会社についても内部監査を実施いたしました。

⑥ 内部監査体制

当社は内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、その結果を各取締役及び監査等委員に報告しております。内部監査発見事項の是正・改善状況を定期的に確認し、その結果を各取締役等に報告しています。また、毎月1回、常勤監査等委員と内部監査室による定例会を開催し、監査状況等の報告をしております。

内部監査室は、監査等委員及び会計監査人と情報交換、意見交換を行い、連携を図り監査機能の向上に努めました。

⑦ 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性を確保するため、経理業務マニュアルに基づいて決算数字を確定させた後、決算プロセス業務記述書を記入し、チェックいたしました。

会計監査や四半期レビュー等の報告等を通じ会計監査人と監査等委員、内部監査室は双方向のコミュニケーションを重視し、監査上の必要な事項について情報提供と意見交換を行い連携が適切に行われるよう努めました。また、常勤監査等委員が内部監査室と連携し、随時必要な情報交換や業務執行状況についての確認を行い会計監査人が必要とする情報等の提供を行いました。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を継続的に大きくし続けることが経営の最重要課題として位置づけるとともに経営ビジョン「未来に向かって共に進む」の下、サステナブルな社会の実現に貢献していくことで企業価値を向上し、当社株式の市場価値を高めてまいります。また、経営の効率化を図りながら、安定的な配当を維持継続していくことを基本とし、累進配当（維持・増配）を継続的に実施する方針であります。内部留保資金の用途につきましては、今後の事業拡大を図るために有効に活用してまいります。

なお、当事業年度の配当金は上記利益配分に関する基本方針と株主の皆様へ業績に応じた利益還元のため、前事業年度に比べ2円の増配を実施することとし、1株当たり35円（普通配当35円）とさせていただきます。予定であります。

---

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2024年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>16,319,371</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>8,275,929</b>
現金及び預金	2,649,356	電子記録債務	5,260,127
受取手形	1,633,248	買掛金	2,264,240
電子記録債権	4,407,844	1年内返済予定の長期借入金	19,000
売掛金	4,629,675	未払金	160,198
商品	2,908,056	未払法人税等	185,413
その他	91,457	賞与引当金	229,920
貸倒引当金	△267	その他	157,029
<b>固 定 資 産</b>	<b>8,207,132</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,327,140</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>4,819,537</b>	長期借入金	71,500
建物	1,018,777	退職給付引当金	665,213
構築物	26,182	繰延税金負債	382,329
機械及び装置	13,166	再評価に係る繰延税金負債	113,962
車両及び運搬具	9,574	その他	94,135
工具、器具及び備品	101,313	<b>負 債 合 計</b>	<b>9,603,070</b>
土地	3,650,523	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>98,208</b>	株主資本	13,941,648
ソフトウェア	96,581	資本金	1,312,207
電話加入権	1,627	資本剰余金	1,315,827
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,289,386</b>	資本準備金	1,315,697
投資有価証券	3,130,097	その他資本剰余金	130
関係会社株式	23,000	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>11,794,713</b>
破産更生債権等	668	利益準備金	313,051
長期前払費用	10,510	その他利益剰余金	11,481,661
その他	127,571	圧縮積立金	430,933
貸倒引当金	△2,461	別途積立金	5,000,000
<b>資 産 合 計</b>	<b>24,526,504</b>	繰越利益剰余金	6,050,728
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△481,099</b>
		評価・換算差額等	981,785
		その他有価証券評価差額金	1,213,268
		土地再評価差額金	△231,483
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>14,923,434</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>24,526,504</b>

# 損益計算書

(2023年6月1日から  
2024年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	31,253,427
売上原価	26,900,008
売上総利益	4,353,418
販売費及び一般管理費	3,436,489
営業利益	916,929
営業外収益	
受取利息	1,368
受取配当金	80,120
仕入割引	117,443
その他	8,972
合計	207,903
営業外費用	
支払利息	2,084
投資事業組合運用損	3,417
債権売却損	1,107
その他	274
合計	6,883
経常利益	1,117,949
特別利益	
投資有価証券売却益	10,528
特別損失	
固定資産除却損	19,878
社葬関連費用	12,530
合計	32,408
税引前当期純利益	1,096,069
法人税、住民税及び事業税	322,628
法人税等調整額	△1,381
当期純利益	774,822

# 株主資本等変動計算書

(2023年6月1日から  
2024年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本														
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						自 株	己 式	株 資 合	主 本 計	
		資 本 金	資 本 金	資 本 金	利 益 金	利 益 金		利 益 金		利 益 金					利 益 金
						準 備 金	剰 余 金	剰 余 金	剰 余 金						
2023年6月1日高残	1,312,207	1,315,697	—	1,315,697	313,051	431,104	5,000,000	5,407,729	11,151,885	△492,251	13,287,539				
事業年度中の変動															
剰余金の配当								△131,994	△131,994		△131,994				
当期純利益								774,822	774,822		774,822				
譲渡制限付株式報酬			130	130						11,238	11,368				
自己株式の取得										△86	△86				
圧縮積立金の取崩						△171		171	—		—				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)															
事業年度中の変動額合計	—	—	130	130	—	△171	—	642,998	642,827	11,152	654,109				
2024年5月31日高残	1,312,207	1,315,697	130	1,315,827	313,051	430,933	5,000,000	6,050,728	11,794,713	△481,099	13,941,648				



	評価・換算差額等			純資産計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2023年6月1日 残高	921,485	△231,483	690,002	13,977,541
事業年度中の 変動額				
剰余金の配当				△131,994
当期純利益				774,822
譲渡制限付 株式報酬				11,368
自己株式の取得				△86
圧縮積立金の取崩				—
株主資本以外の 項目の事業年度 中の変動額 (純額)	291,782	—	291,782	291,782
事業年度中の 変動額合計	291,782	—	291,782	945,892
2024年5月31日 残高	1,213,268	△231,483	981,785	14,923,434

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

#### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

- イ. 満期保有目的の債券…償却原価法(定額法)を採用しております。
  - ロ. 子会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。
- ハ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

……………移動平均法による原価法を採用しております。なお、投資事業有限責任組合等への出資については、最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

### (2) 固定資産の減価償却の方法

#### ① 有形固定資産……………定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

主な耐用年数 建物8～50年

#### ② 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金……………従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

- ③ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法）に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、顧客に対し、商品を引渡す履行義務を負っており、商品を顧客に引渡した時に支配が移転され履行義務は充足されることから、引渡し時点で収益を認識しております。ただし、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）第98項の代替的な取扱いを適用し、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である取引については、出荷時に収益を認識しております。なお、顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

### ・損益計算書

従来、「不動産賃貸料」及び「不動産賃貸費用」については、「営業外収益」の「不動産賃貸料」及び「営業外費用」の「不動産賃貸費用」に計上しておりましたが、当事業年度より、「売上高」及び「売上原価」に計上する方法に変更いたしました。

これは、当事業年度より不動産賃貸事業を主要な事業の一つと位置づけ、不動産賃貸収入が安定的な収益源であるとの認識、及び不動産賃貸物件の増加による不動産賃貸料の増加が見込まれること等から、事業の実態をより適切に表示するために表示方法の変更を行ったものであります。

また、「営業外費用」の「その他」に含めていた「債権売却損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することといたしました。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### ・棚卸資産の評価

##### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

棚卸資産（棚卸資産評価損計上後）	2,908,056千円
売上原価に含まれる棚卸資産評価損の金額	6,420千円

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

###### イ.当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

当社の棚卸資産の評価については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法によって算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。保有している商品等が営業循環過程から外れた場合には、その収益性の低下の事実を適切に反映させるために、帳簿価額を切下げの方法により評価損を計上しております。

###### ロ.当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

棚卸資産の評価はその性質上判断を伴うものであり、主に当社では商品等の過去の販売実績等が将来の期間においても継続すると仮定して商品等の将来の販売可能性を見積もっております。

#### ハ.翌事業年度の計算書類に与える影響

将来における景気等の市場経済を取り巻くさまざまな外部要因や著しい技術革新等によって棚卸資産の評価損に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

- |                    |        |             |
|--------------------|--------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 |        | 2,123,640千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権   | 短期金銭債権 | 28,066千円    |
| (3) 取締役に対する金銭債務    |        | 7,594千円     |

#### (4) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（1998年3月31日公布 法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（2001年3月31日改正）に基づき事業用の土地の再評価を行っております。なお、当該評価差額に係る税金相当額を再評価に係る繰延税金負債として負債の部に計上し、これを控除した金額を土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 2001年5月31日

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布 政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（1991年 法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

862,774千円

#### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引における取引高

売上高 43,858千円

## 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	4,284,500株	一株	一株	4,284,500株

### (2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	284,658株	48株	6,500株	278,206株

#### (変動事由の概要)

普通株式の自己株式の増加及び減少株式数の内訳は次のとおりです。

増加48株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

減少6,500株は取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

### (3) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

決議	株式の 種類	配当金 の総額 (千円)	1株あたり の配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年8月28日 定時株主総会	普通株式	131,994	33	2023年5月31日	2023年8月29日

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年8月28日開催の第72期定時株主総会において次のとおり決議することを予定しております。

決議予定	株式の 種類	配当の原資	配当金 の総額 (千円)	1株あたり の配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年8月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	140,220	35	2024年5月31日	2024年8月29日

### (4) 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び総数

該当事項はありません。

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
貸倒引当金		835千円
未払費用		14,765千円
未払事業税		12,509千円
賞与引当金		70,355千円
減損損失		47,209千円
退職給付引当金		203,555千円
投資有価証券評価損		8,153千円
会員権評価損		4,675千円
その他		33,771千円
繰延税金資産	小計	395,829千円
評価性引当額		△55,187千円
繰延税金資産	合計	340,641千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金		△523,208千円
圧縮積立金		△190,008千円
その他		△9,754千円
繰延税金負債	合計	△722,971千円
繰延税金資産(負債)の純額		△382,329千円
再評価に係る繰延税金負債		
再評価に係る繰延税金資産		149,923千円
評価性引当額		△149,923千円
再評価に係る繰延税金負債		△113,962千円
差引		△113,962千円

## 8. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金の調達等を必要とする場合は主として銀行等金融機関からの借入により行っております。

受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。満期保有目的の債券は、資金運用規程に従い、格付の高い社債及び債券を対象としているため、信用リスクは僅少であります。投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年5月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金及び預金については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。受取手形、電子記録債権、売掛金、電子記録債務、買掛金、未払金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
投資有価証券			
満期保有目的の債券	121,142	117,036	△4,106
その他有価証券	2,469,923	2,469,923	－
資産計	2,591,065	2,586,959	△4,106

### (注) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	211,902
関係会社株式	23,000
組合出資金（※）	327,128

(※) 組合出資金は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。



## (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## ①時価をもって貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度（2024年5月31日）

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,469,923	—	—	2,469,923
資産計	2,469,923	—	—	2,469,923

②時価をもって貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2024年5月31日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	－	97,210	－	97,210
債券	－	19,826	－	19,826
資産計	－	117,036	－	117,036

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。また、社債及び債券については市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、名古屋市及びその他の地域において、賃貸用の駐車場等を有しております。

2024年5月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は59,350千円であります。

(2) 賃貸等不動産時価等に関する情報

貸借対照表計上額			当事業年度末の時価
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
831,717千円	165,710千円	997,427千円	2,465,038千円

（注）1. 貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当事業年度増減額のうち、主な増加額は新規賃貸不動産の取得（163,312千円）等によるもので、

主な減少額は減価償却によるものであります。

3. 当事業年度末の時価は、路線価等を合理的に調整した金額によっております。

## 10. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

顧客との契約から生じる収益	31,178,778千円
その他の収益	74,649千円
外部顧客への売上高	31,253,427千円

(注) 1. その他収益は不動産賃貸収入であります。

2. 従来「不動産賃貸料」については、「営業外収益」の「その他」に計上しておりましたが、当事業年度より「売上高」に計上する方法に変更しております。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 3,725円00銭  
(2) 1株当たり当期純利益 193円53銭

## 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年7月22日

株式会社 オータケ  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池田 哲雄 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 本田 一暁 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オータケの2023年6月1日から2024年5月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年6月1日から2024年5月31日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記)及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年7月29日

株式会社オータケ 監査等委員会

常勤監査等委員 服部 透 ㊟

監 査 等 委 員 石原 真二 ㊟

監 査 等 委 員 赤星 知明 ㊟

(注) 監査等委員石原真二及び赤星知明は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

# 定時株主総会会場ご案内図

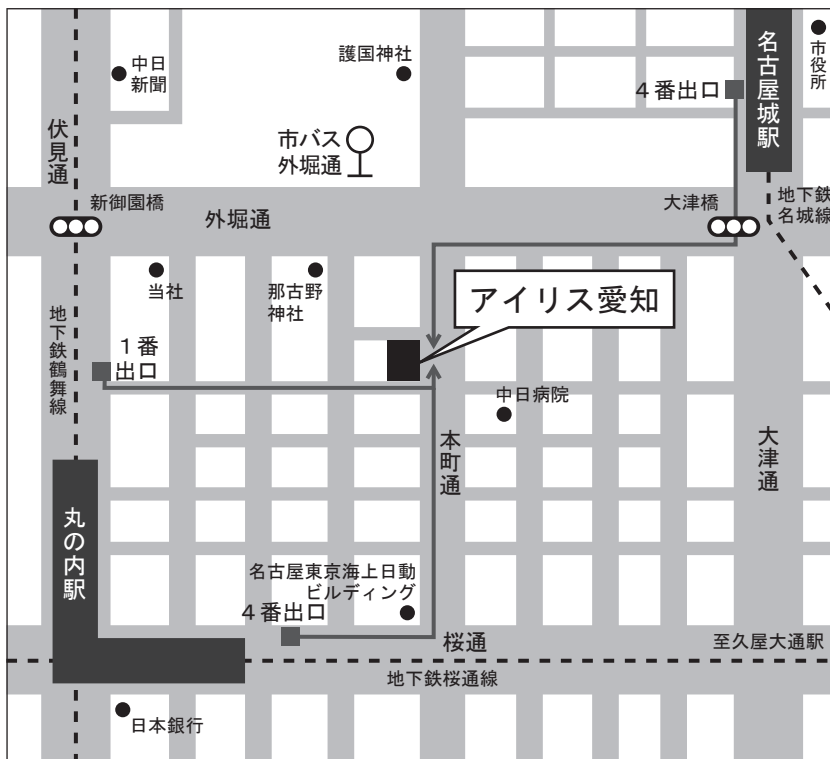
昨年とは開催場所が異なりますので、お間違えのないようご注意ください。

## 会場

アイリス愛知 2階 コスモス  
住所：名古屋市中区丸の内二丁目5番10号  
電話：052-223-3751 (代)

## 交通

地下鉄 桜通線「丸の内駅」④番出口より徒歩8分  
鶴舞線「丸の内駅」①番出口より徒歩8分  
名城線「名古屋城駅」④番出口より徒歩8分  
市バス 名古屋駅（⑧番のりば）より「外堀通」下車すぐ



※ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。